

Fプレミアム利用約款

申込人（以下、「甲」という。）は、株式会社エフティグループ（当該契約に係る株式会社エフティグループのグループ会社を含む。以下、「乙」という。）が提供するFプレミアムまたはFプレミアムライト（以下、これらを併せて「本サービス」という。）について、以下の条項に同意し、FプレミアムまたはFプレミアムライトの契約（以下、「本契約」という。）を締結することに合意します。

第1条（契約の成立）

本契約は、甲の申込を受け、乙が所定の手続きにより承諾し、機器設備の設置完了した日をもって成立するものとします。

第2条（本サービスの変更）

1. 乙は、会員に対する事前の通知なく、乙の判断により、本サービスの内容の変更又は提供条件の変更を行うことができるものとします。
2. 乙は、本約款又は本サービスの内容を変更した場合は、甲に当該変更内容を乙所定の方法にて通知するものとし、当該変更内容の通知後、甲が本サービスを利用した場合は本約款又は本サービス内容の変更に同意したものとみなします。
3. 本サービスは、提携企業と一部連携しています。連携したサービスや機能を利用するには、各連携サービスの専用アカウントが必要になる場合があります。連携サービスの利用に際しては、連携サービスを提供する事業者の定める利用条件を遵守するものとします。

第3条（本契約期間）

1. 本契約期間は、表記記載の期間とし、その起算日は、乙の所定の手続きによる承諾を前提として、機器設備の設置がなされ、機器代金の入金が確認された日（ただし、機器設備の代金を現金でお支払いいただく場合は、この限りではなく、機器設備の設置が完了した日とします。以下、同じ。）とします。なお、契約期間満了の1ヶ月前までに甲から別途終了の申出がない限り、契約期間満了日の翌日より更に1年間は契約が更新されたものとみなします。
2. 保守サービスの対象となる物件のリース契約が解除等により終了となる場合（リプレースがあった場合や、その他甲の都合によりリース契約が解約する場合も当然に含まれます。）、第1項の期間満了前であっても、本契約は当該リース契約の終了に伴い当然に終了します。この場合、甲は、当該リース契約終了の1ヶ月前までに乙へ通知し、本契約に基づく保守サービス終了を申し出るものとします。
3. 乙からの解除等の申出から保守サービス終了希望日までの期間が1ヶ月に満たない場合であっても、甲は1ヶ月の保守サービス料を支払うものとします。
4. 甲が、本契約終了以前に乙以外が提供する企業のサービスについての契約（以下、「別契約」という。）を締結している場合、甲が別途別契約を解約しない限り、本契約終了時に本契約に加入することにより甲が別契約を利用する際に受けられる特典等の資格を喪失し、乙又は提携企業が別途提示している別契約の提供を受ける条件に従って別契

約が継続するものとする。

第4条（物件の検査）

甲は、乙から機器設備の納入・設置完了後、直ちに検査を行なったうえ、物品受領書に押印または署名することにより本契約の機器の設置が完了したものとします。

第5条（住所・設置場所等の変更）

1. 甲は、住所の町域名の変更があった場合、及び、移転等により住所変更があった場合、速やかに書面をもって乙に通知するものとします。
2. 甲は、甲が前項の通知を怠った場合、これにより乙から甲に対して送付した通知または送付書類の到着が遅延し、または不到着となるも、当該通知または送付書類が通常到着すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。

第6条（本サービス内容）

乙が提供する本サービスは、以下に記載するサービス内容とします。但し、Fプレミアムライトのサービス内容は第1項及び第5項に限るものとします。

1. 会員専用サイト利用サービス

本サービスに会員登録することにより、以下の各号に定める事項を行うことができます。
①乙が定めるAndroidOS搭載デバイス及びiOS搭載デバイス並びにPC（以下、併せて「対応端末」といいます。）向けの会員専用サイト（マイページ）、アプリケーション、デジタルコンテンツ、会員特別割引及びサポート等の一切のコンテンツ、並びに各種キャンペーン・イベント等への応募受付サービスを閲覧、検索、受信、ダウンロード、利用等すること

2. 助成金診断サービス

ライトアップ社による助成金が受給できるかを診断するサービスを提供します。なお、補助金が必ず受けられると保証するものではありません。

3. 初期設定サービス

甲が希望した場合、周辺機器設備の設置及び設置時にZoomの設定をいたします。

4. 定額保守サービス

本契約により、保守サービスの対象物件に対する以下の内容の保守サービスについては、本契約期間中、出張費用及び技術費用が無料となります。但し、複合機の場合はメーカー保守（有償）になります。

- ① 一次保守にて、故障・移動工事・移設工事・商品追加等の一次受付業務並びに現場手配業務
- ② 通信端末設備の操作説明
- ③ 遠隔操作によるデータ変更
- ④ 設置場所での配線設備に起因する故障修理
- ⑤ 商品等を必要としない故障修理
- ⑥ 設置完了後1ヶ月以内のデータ設定の変更

5. 実費保守サービス

前項の定めに関わらず、以下の場合は、乙は甲に対し、実費の支払いを条件として有償保守サービスを提供します。

- ① 甲の故意または過失に起因する故障
- ② 火災、水害、地震、その他天災地変等、乙の責に帰すことの出来ない故障
- ③ 家屋の倒壊、破損及び落下物による故障
- ④ 幼児、ペット等のイタズラなどに起因する故障
- ⑤ 品質の劣化による損傷、音質、印字・色味・照度の劣化
- ⑥ 用紙・インクリボン・トナー・バッテリー等の消耗品の提供
- ⑦ 顧客の依頼による移動、移設工事
- ⑧ その他甲からの依頼に基づき乙が対応可能なもの

第7条（月額料金等）

- 1. 本サービスの月額料金は、申込書記載のとおりとします。
- 2. 月額料金の支払は、本サービスの対象商品の設置が完了し、乙にて対象商品の代金の入金が確認できた日が属する月の末日を締日とし、翌月27日（金融機関が休業日である場合は、翌営業日）から開始するものとし、振込手数料は、甲の負担とします。
- 3. 月額料金の支払その他甲が負っている債務に関して残高不足などにより口座振替が行えなかった場合、乙の判断で甲への予告なく、口座から再振替手続を行う場合があります。
- 4. 本契約で口座振替依頼書が未提出だった場合やご提出いただいた口座振替依頼書の不備により口座登録ができていない場合、または甲都合などにより口座振替が行えなかった場合に乙の判断で本サービスを停止し、または他の契約によりご登録いただいている口座から振替手続を行う場合があります。
- 5. 甲が乙に対して支払った一切の料金は返還されないものとします。
- 6. 甲は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、乙に対する一切の債務を、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに乙に対し弁済するものとします。
- 7. 甲は、銀行振込明細書をもって、乙の領収書の発行と代えることにつき、合意するものとします。
- 8. 甲が、料金の支払いを口座振替にて行う場合、乙は領収書を発行せず、通帳への記帳にて代えるものとします。
- 9. 乙は、本サービスの料金の回収につき、第三者に委託するがあります、甲はこれにつき予め同意するものとします。
- 10. 重複で口座の登録がある場合、取り纏めて請求させて頂くことがあります。

第8条（甲が行う契約の解約）

甲は、本サービスの契約を解約する場合は、あらかじめ1ヶ月前までに乙に書面又は電話連絡により通知することとします。但し、乙は期間途中の解約であっても支払済みの月額料金を返還する義務を負わないものとします。なお、甲からの解約の申出から本サービス終了希望日までの期間が1ヶ月に満たない場合であっても、甲は1ヶ月の本サービス料を支払うものとします。

第9条（乙が行う契約の解除）

1. 乙は、甲が保守サービスについて利用料金の支払いをしないなど、本契約上の義務を履行しないときは、契約を解除することができます。
2. 甲が次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、本契約に基づく債務につき期限の利益を全て失い、乙は、何らの催告なく直ちに本契約を解除できるものとします。
 - ① 月額料金の支払債務その他甲が負っている債務の履行を怠ったとき
 - ② 本サービスの契約のいずれかの定めに違反したとき
 - ③ 甲と連絡をとることができないと乙が判断したとき
 - ④ 小切手または手形の不渡りを出したとき
 - ⑤ 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、もしくは破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに類似する手続きの申立その他信用状態の悪化が認められるとき
 - ⑥ 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - ⑦ 経営が相当悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
 - ⑧ 本サービス契約の申込みもしくはその他の貸主への申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき
 - ⑨ その他、乙が本サービスの運用を停止することが望ましいと判断したとき

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して、資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲又は乙が、前項の確約に反して、暴力団員等あるいは前項各号の一つにでも該当することが相手方に判明したときは、もう一方の相手方に対し、何らの催告をせず、本契約を解除することができるものとします。

3. 甲又は乙が、本サービスの契約に関連して、第三者と下請又は委託契約等（以下、「関連契約」という。）を締結する場合において、当該第三者が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明した場合、契約当事者は、相手方に対して、関連契約を解除する等必要な措置を取るよう求めができるものとします。

4. 甲又は乙が、相手方に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、相手方がそれに従わなかった場合には、もう一方の契約当事者は本契約を解除することができます。

第11条（消費税相当額の加算）

甲が支払を要する金額は、所定の料金に消費税相当額を加算した額とします。

第12条（請求事務手数料）

甲は、契約書類不備や口座振替依頼書の未提出、口座登録が不可による支払遅延により乙から請求を受けた場合は、請求に要した事務手数料として400円に消費税及び延滞月数を乗じた金額を支払うものとする。

第13条（再委託）

乙は、乙の責任において、本サービスの一部を第三者に委託することができるものとします。

第14条（賠償責任）

1. 甲及び乙は、本契約に基づく自らの債務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合、本サービスの解除の有無に関わらず当該損害を賠償します。ただし、乙の損害賠償責任については本サービスの代金として乙が甲から受領した利用料金額を上限とします。
2. 乙は、甲及び第三者に発生した損害について、前項に定める場合を除いて責任を負いません。

第15条（不可抗力等）

地震、台風、津波その他天災地変、戦争、暴動、内乱、法令、規則の改正、政府行為その他の不可抗力の事由または乙の責に帰することができない事由により、乙が本契約の全部または一部を履行できない場合については、乙はその責を負わないものとします。

第16条（債権譲渡）

1. 甲は、本契約の締結履行により生じた権利および義務を、乙の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとします。
2. 乙は、本契約の締結履行により生じた権利および義務を、乙の指定する第三者に譲渡することができるものとし、甲は予めこれを承諾するものとします。

第17条（遅延損害金）

乙は、甲が本契約に基づく債務の支払を遅延したときは、甲に対し支

払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

第18条（本サービスの変更条件およびその効力）

1. 乙は、以下のいずれかの場合に、本サービス内容の範囲の全部または一部を変更することができるものとします。
 - (1) 本契約の変更が、甲の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本契約の変更が、甲が本サービスを利用する目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 乙は、前項による本契約の変更にあたり、本契約の変更の効力発生日の2週間前までに、変更する規定の内容及び変更の効力発生日を、書面又は電子メール等の方法により、これを周知します。

第19条（個人情報の保護）

1. 乙は、本サービスの提供に関連して知り得た甲の秘密情報及び甲の個人情報を第三者に開示若しくは漏洩、又は本サービスの提供の目的以外に使用しないものとします。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとします。

2. 甲は、前項にかかわらず、乙が本サービスの提供に関連して知り得た甲の個人情報のうち次の各号に定めるものを、第三者への提供を含み、当該各号に定める利用目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲内で取り扱うことに同意するものとします。

(1) 本サービスの提供、問い合わせ対応等に伴い必要となる個人認証、料金等の請求、与信管理、システム運用、カスタマーサービス運用、並びに料金等の変更及び本サービスの変更、追加又は廃止等に係る通知をするため、ユーザーID、会社名、部署名、氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、住所、その他契約情報（申込日、契約日、利用サービス、利用状況、料金等の支払方法等契約の内容に関する情報を含みます。）、及び料金等情報を利用すること

(2) 本サービスの提供との関連において、甲等からの請求、問い合わせ及び苦情に対する対応、サポート、又は連絡をするため、氏名、ユーザーID等、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、及び料金等情報を利用すること

(3) 利用契約の解約に伴う退会処理のため、ユーザーID等、通信履歴、及びその他当該甲の退会処理に必要な情報等を当該甲の退会処理後も乙所定の期間保有し、利用すること

(4) 個人情報の利用に関する当該甲等の同意を得るための、電子メールの送信若しくは印刷物の郵送等を行い、又は電話をするため、氏名、ユーザーID等、住所、電話番号、及び電子メールアドレス等を利用すること

(5) 法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの開示要求に従い甲等の個人情報を開示するため、当該甲の個人情報を利用すること

(6) その他任意に甲の同意を得た利用目的のため、当該甲の個人情報を利用すること

第20条（準拠法）

本契約は、日本法に従い解釈されるものとします。

第21条（合意管轄）

甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所もしくは
東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

以上

制定日 2021年9月29日

改定日 2022年2月4日

改定日 2024年11月21日